

公立大学法人名古屋市立大学に対する第三期中期目標期間終了時 の検討にかかる措置について

<趣旨>

地方独立行政法人法第79条の2では、第三期中期目標期間の終了にあたり、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般について設立団体の長が検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされている。

<地方独立行政法人法（抜粋）>

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

当該検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴くこととなっている。

第6回法人評価委員会後の意見照会において、委員の皆様より、法人の業務継続及び組織の在り方等については、第四期中期目標期間に予定している取り組みを法人が進めていただければ異議なしとのご意見をいただいている。

従って、裏面のとおり法人に対し通知する予定である。

5 総 市 第 号

令和6年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学

理事長 郡 健 二 郎 様

名古屋市長 河 村 た か し

公立大学法人名古屋市立大学に対する第三期中期目標期間終了時における措置について

公立大学法人名古屋市立大学（以下、「大学法人」という。）の第三期中期目標の期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の2第1項の規定による同法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行った結果については、引き続き当該業務を継続する必要があるものと認めるとともに、第四期中期目標（令和5年12月27日指示）に反映したところです。

大学法人においては、第四期中期目標の着実な達成に努めるよう要請します。

名古屋市総務局市立大学部市立大学室

担 当 相澤・白石

電 話 9 7 2 - 2 1 9 3

F A X 9 7 2 - 4 4 1 8